

藤沢市市税条例の一部改正について  
藤沢市市税条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）9月3日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市市税条例の一部を改正する条例

藤沢市市税条例（平成10年藤沢市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第11条中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第16条中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第17条第1項の表中 

|           |
|-----------|
| 12.1分の2.4 |
| 12.1分の1.2 |

 を 

|          |
|----------|
| 8.4分の2.4 |
| 8.4分の1.2 |

 に改める。

第23条の3第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条第5項中「3分の2」を「4分の3」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同条第8項中「第15条第29項」を「第15条第29項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 法附則第15条第29項第2号の条例で定める割合は、3分の1とする。

第23条の3中第17項を第20項とし、第12項から第16項までを3項ずつ繰り下げ、第15項の前に次の1項を加える。

14 法附則第15条第32項第3号の条例で定める割合は、3分の1とする。

第23条の3第11項中「2分の1」を「12分の7」に改め、同項を同条第13項とし、同条第10項中「3分の2」を「2分の1」に改め、同項を同条第12項とし、同条第9項中「第15条第30項」を「第15条第30項第2号」に、「2分の1」を「3分の1」に改め、同項を同条第11項とし、同項の前に次の2

項を加える。

9 法附則第15条第29条第3号の条例で定める割合は、3分の1とする。

10 法附則第15条第30項第1号の条例で定める割合は、2分の1とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第11条の改正規定 平成31年1月1日

(2) 第16条及び第17条の改正規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の藤沢市市税条例（以下「新条例」という。）第11条の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第16条及び第17条の規定は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

4 新条例第23条の3の規定は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

5 前項の規定にかかわらず、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）（以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 附則第4項の規定にかかわらず、平成24年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された旧法附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 附則第4項の規定にかかわらず、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同

項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 附則第4項の規定にかかわらず、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 附則第4項の規定にかかわらず、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、地方税法等の一部が改正されたことを受け、法人市民税法人税割の税率を引き下げるとともに、固定資産税の課税標準の特例割合を定める等のため、所要の改正をする必要による。